

## 令和4年度第2回岩手県公共事業評価専門委員会

(開催日時) 令和4年7月15日(金) 13:30~16:00

(開催場所) 岩手県水産会館 5階 大会議室

### 1 開 会

### 2 挨 拶

小笠原専門委員長

### 3 議 事

#### (1) 公共事業の再評価について<継続審議>

- ・ 中山間地域総合整備事業(生産基盤) 市野々地区(一関市)
- ・ 林道整備事業 安孫・平糠線(一戸町・葛巻町)
- ・ 林道整備事業 鈴峠2号線(葛巻町)
- ・ 林道整備事業 渋梨一ノ渡線(大槌町)
- ・ 地域連携道路整備事業(地域密着型) 一般県道北上和賀線小田中(北上市)

#### (2) 第3回専門委員会(現地調査)について

### 4 閉 会

#### 出席委員

小笠原敏記専門委員長、武藤由子副専門委員長、石川奈緒委員、清水真弘委員、  
谷本真佑委員

#### 欠席委員

伊藤幸男委員

## 1 開 会

**○高橋政策企画部政策企画課評価課長** それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから令和4年度第2回岩手県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております政策企画課の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の専門委員会でございますが、委員総数6名中5名の委員の皆様に御出席をいただいておりますので、半数に達しておりますので、政策等の評価に関する条例の規定により会議が成立することを御報告いたします。

## 2 挨 拶

**○高橋政策企画部政策企画課評価課長** それでは、開会に当たりまして小笠原専門委員長から御挨拶をお願いいたします。

**○小笠原専門委員長** 今日は2回目の委員会になるのですが、前回選出された事業、5件について詳細な御審議を進めていただいているところですが、活発な議論をしていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

### ○高橋政策企画部政策企画課評価課長

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料No.1から資料No.3及び参考資料、併せまして当日配付資料といたしまして1枚お配りをさせていただきます。御確認をいただければと思います。

また、お手元の青いファイルに前回の委員会資料や関連する条例等の基礎資料を準備してございますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

先ほど委員長からもありましたが、本日の審議内容については、次第の議事にありますように、再評価に係る継続審議5件、それから第3回専門委員会の現地調査の行程についてということになってございます。

それでは、議事の進行については、条例の規定により小笠原専門委員長にお願ひいたします。

## 3 議 事

### (1) 公共事業の再評価について<継続審議>

#### ・中山間地域総合整備事業（生産基盤）市野々地区（一関市）

○小笠原専門委員長 それでは、早速議事（1）、公共事業の再評価について<継続審議>に入りたいと思います。事務局から説明をお願ひいたします。

#### [資料No.1～資料No.2に基づき説明]

○小笠原専門委員長 ただいま説明がありました点について、あるいはそれに関連して質問や意見などがありましたらよろしくお願ひいたします。前回の御質問については、後ろの参考資料にまとめてあります。

○清水委員 細かいところですが、スライド21ページの地下排水のポリ管は、例えば詰まったりして定期的に交換が必要なものですか。実績とかはあるのでしょうか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そうならないように碎石を入れており、恒久的なものになります。

○清水委員 維持管理などの費用は見積もってはいないということですか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 事業の中で設置費用は見ていますが、その後の管理については各農家さんへお願ひするという形になります。

○小笠原専門委員長 今の質問に関連して、その管の直径はどのくらいですか。資料の字が小さくて見えませんので。あとその碎石の厚さとその上に置いている土砂の厚さはどれくらいでしょうか。

○吉崎農林水産部農村建設課主任主査 まず、管の直径ですけれども75mmから100mmになっていまして、それを巻いている砕石ですけれども、そこから大体30cmくらいになります。あとは、土を埋め戻すといった形の構造です。

○小笠原専門委員長 全体の高さはどれくらいですか。

○吉崎農林水産部農村建設課主任主査 湧水の位置によっても違うのですが、大体80cmから1mといったところになっています。

○小笠原専門委員長 耐用年数はどれくらいですか。もろいものなのでしょうか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 耐用年数は17年となっています。

○小笠原専門委員長 その後の維持とかは。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 農家さんに渡してしまいますので、農家さんの方で、効いているうちはいいのですが、効かなくなってくれば暗渠排水で対応していくことになると思います。これは、工事実施する上での基礎的な投資ということになります。

○小笠原専門委員長 湧水処理のために対応したと。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そうです。

○武藤委員 同じ件ですけれども、湧水処理は工区の中ですか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、工区の中のどちらかという山際とか、そういった脇の方に発生しています。

○武藤委員 脇に沿って入れていくと。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そういうことです。

○武藤委員 あと、もう一点ですけれども、編入する地区というのは、制限というのを設けていらっしゃるのですか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい。

○武藤委員 基準というか、全体に対する割合とかはあるのでしょうか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 面積で 10%以上の増となるときに土地改良法上の手続をしています。

○小笠原専門委員長 これは令和 7 年度までの事業ということで。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい。あとは用排水を粛々と工事すれば令和 7 年には終わる見込みです。

○小笠原専門委員長 これ以上、編入区域は増えないのでしょうか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい。ほ場整備に関しては、換地という処分をやっていきますので、もう増えることはございません。

○小笠原専門委員長 松原地区は、あまり湧水対策しなくてよくて、比較的南の方がひどいという感じ。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そうですね。地域によってかなり差があることは確かです。

○小笠原専門委員長 南沢工区を一番先に進めたと。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、そうです。

○小笠原専門委員長 そこは、処理的には結構大変な場所を先行したという感じですか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 施工する場所は地域で委員会等を設けており、地域の意向に沿っています。

○小笠原専門委員長 前回の質問に対しては、工事費が増えたということと、あと編入区域について。

結構この事業自体かなり特殊な事業というか、県がその地域の農業を活性化させるために手を加えた感じがあります。多分、事後評価の方が重要なところ。整備されてどれぐらい営農が進んだか。

○藤村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 土地改良事業そのものが農業者からの申請事業なので、申請された方々がどのような営農計画を持ってやるかというのを前提に事業できるかどうかを判断していきますので、事後評価のときにも恐らく立派な営農がされていくと思っています。

○**小笠原専門委員長** そうしたら、これ以上多分議論する点がないと思いますので、今回の審議をもって全て質疑は終了したとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○**小笠原専門委員長** 事務局から確認しておきたいことはありますか。

○**佐々木政策企画部政策企画課主事** 大丈夫です。

・**林道整備事業 安孫・平糠線（一戸町・葛巻町）**

○**小笠原専門委員長** 続いて林道整備事業、安孫・平糠線の評価結果について、事務局から説明をお願いいたします。

〔資料No.2に基づき説明〕

○**小笠原専門委員長** ただいま説明がありました件について、あるいはそれに関連して質問や意見などがございましたらよろしくをお願いいたします。

○**石川委員** 利用区域というのは、前回資料の34ページなのですが、地図があって、利用区域というのを黄色で囲ってある部分が、森林の木材生産便益の伐採林の面積を求めているところの面積ということなのですか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい、そうなります。

○**石川委員** では、この中に国有林がありますよね。その部分は差し引かれるということですか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 国有林の中の林道を開設したと同じ効果がありますので、国有林も含まれております。

○**石川委員** 国有林も伐採するということですか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** そうなります。

○**石川委員** 色がいくつか被っているのですが、この中は紫色の国有林のほか、緑色の柵の官行造林やオレンジ色の柵の保安林はないですかね。要するに、凡例のなかで線と柵があって、地図の中に柵がないものは、ないということですよ。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 官行造林はございませんが、保安林は線が被っておりまして、保安林はあります。特に国有林は、保安林に指定が進んでおりまして、ほとんどの区域が保安林になっていますので、国有林についてはかな

りの部分が保安林になったところもあります。

○石川委員 国有林の中に保安林があるというイメージ。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい。

○石川委員 国有林も生産面積の算出の中には面積が入っているということですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 面積に入っております。

○石川委員 この総材積というのは 56 年分の面積ということですか。利用区域の面積がよく分からなくなってしまったのですけれども。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 前回資料の図面でいうと黄色で囲っているところ、黄色の上に紫がかぶってしまって、その外枠のところ少し紫色になっている部分があるのですけれども。

○石川委員 ここの利用区域は 1,885 h a と全体計画に書いてあるのですが、全てが対象になっているのですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい。対象になっておりまして、このうち今回の資料の 22 ページの下側を御覧いただきたいと思いますけれども、樹種別の森林面積、伐採材積ということで、先ほどの 1,885 h a のうち、スギの面積が 286.42 h a という記載になってございます。

○石川委員 資料 22 ページの集計結果の面積のところを全部足すと 1,885 h a になると。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 ええ。少し 1,885 h a よりも、対象にならない部分もあります。例えば崩壊地があったりとか、木がないところもあるとかということで、この全体の利用区域面積よりは小さくなっております。

○石川委員 保安林というのは伐採することは構わないというか、それは大丈夫なのか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 保安林は、森林の保全等が重要なところということで保安林に指定しておりますけれども、17 種類の保安林がございまして、その伐採の制限の度合いが違いまして、禁伐、まるつきり切れないものから、択伐といいまして、森林の材積の 30%までとか 40%までだったらいいよとか、あと通常の場合は全部切ってもいいのですけれども、1 回に切る面積が 10 h a とか 20 h a とか、そう

いった様々な制限をその場所ごとに決められております。その中での施業であれば皆伐は可能になっております。

○石川委員 では、ここはそういう制限はあるけれども、切ってもいいところに全て指定されていると。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい。ほとんどのところは、皆伐してもいい保安林になっております。

○石川委員 分かりました。ありがとうございます。

○清水委員 資料 22 ページのスライドの 13 の総材積を再計算すると、赤字のとおり 30 万 7,747 m<sup>3</sup>であると。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい。

○清水委員 資料 21 ページのスライド 12 の総材積は、令和 4 年で 60 万 4,178 m<sup>3</sup>。この 5 年くらいで総材積が倍になった理由はなぜでしょうか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 これは利用区域面積が大きいということと、やはりこの 5 年間のうちに単位面積あたりの蓄積量が増加しているということが要因になっております。

○清水委員 5 年間で倍になるということですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい、そうなります。

○清水委員 平均すると、各樹種が何年ぐらいたったものが多いのでしょうか。結構もう 30 年から 50 年ぐらいのところもあると。今後もこのペースで総材積が増えていくものなのでしょうかということなのですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 蓄積は若い林分ほど成長が早いので、成長幅が大きくなりますし、老木になってくるとやはり成長が止まります。成長量というものを見込んで出していますので、林齢の大きいものは成長力が少ないというふうになっております。

○清水委員 若い木が多いということですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そうですね。今後 45 年間で主伐期に達成するものを算定していますので、そういったものになります。

○清水委員 最初から除いているものもあるということですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 例えば 21 ページの上のスライドで、米印の 3 つ目に記載しておりますけれども、主伐期である針葉樹が 60 年生以上に達したものを対象にします。林道の耐用年数 40 年と整備残期間を加えた 45 年間で、60 年生以上に移行する森林が対象になりますので、例えば今 4 年生とか、本当に若い、植えたばかりの木とか、そういったものは対象から外れております。

○清水委員 この木材市場価格は、米印の注意書きで木材需給報告書によるということですが、具体的には丸太の価格なのか製品価格なのか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 山から木を切って、それで伐採経費を除いた市場に出たときの市場での流通価格になります。

○清水委員 製品価格に近い。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そうですね。

○清水委員 計算式があるということですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 計算式というよりは、その市場での単価の平均で国の方が統計を取っているところがございます。

○清水委員 その数値を直接使うということ。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい。

○清水委員 資料 20 ページで最近の情勢の変化でバイオマスの発電所の記載があるので、ここの対象になった区域で伐採される木材のうち、バイオマスに使われる量というのは、そんなに割合とすれば多くないのでしょうか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 木材の流通までは調べていませんけれども、ここは一例でお示ししております、バイオマス発電所は、例えば花巻市にもあったりですとか、野田村にもあったりですとか、県内に数か所ございまして、それがどう流れているかということまでは把握しかねております。ただ、やはり距離が近いので、ここに運ぶと有利な価格での取引ができるというのは言えるかなと思います。

○清水委員 先ほどの市場価格のチップの価格とか書いていたところについて、その割合が、もしかして利用割合がそちらが大きければそっちの方を使うとかというものもあるのか

など思ったのですけれども、先ほどお聞きしたとおり製品の価格という。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 木材チップの価格も、県内の平均価格を使っております。

**○清水委員** それも計算では使っているということですか、どこかで。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 例えば資料 21 ページの木材市場価格とありますけれども、広葉樹の単価というのは木材チップの価格になっております。

**○清水委員** それ以外は、スギからカラマツまでは製品価格。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** そうです。丸太の価格になります。

**○清水委員** 丸太なのですか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい。

**○清水委員** 丸太の価格を使うということになっているということですか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** さようでございます。

**○小笠原専門委員長** では、木材生産便益について、参考資料なのですけれども、この森林現況表と、あと森林資源管理図がベースになって数量を出されているのかなと思うのですけれども、この現況表と管理図はどの程度で更新されているものでしょうか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** この構成比は、ここは 22 ページの下のスライドで地位ごとの単位材積の表のとおり、馬淵川上流森林計画区というものがあるのですけれども、県内は 5 つの計画区に分かれております。馬淵川上流、久慈・閉伊川、大槌・気仙川、北上川上流、北上川中流ということで、この 5 つの計画区がございまして、5 年に 1 遍これらを調査して見直しして、順繰りにローテーションして更新していくというような流れになっています。

**○小笠原専門委員長** 先ほどの審議の中にあつたのですけれども、総材積が倍に増えていきますよね。やはりそこが分からない。便益として算定する主伐の対象の材積、多分グラフ出せますよね。要するに、何年物の木がそこにどれぐらい生えているかというものは、多分表は出せるのですよね。それを見込んで出しているわけですね。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** ええ。参考資料でこの森林現況というのはかなり細かくその面積が何haなのか、地番ごととか材積がそれぞれあって、将来の伐期に達したときの材積などがございます。

**○小笠原専門委員長** なので、この平成29年で出されている主伐量と、令和4年度に出されている主伐量の変化は分かりますよね。要するに、平成29年だったらここまでの間の木材を対象にしている。令和4年だとさらに5年増えているので、木が成長しているから、これだけ増えているということは出せますよね。そういうグラフを次回までに出してもらえますか。要するに、5年に1回変わってしまっているということは、もうがらっと変わっている可能性もあるわけです。毎年更新されているとかではなくて、5年に1回さっきの森林現況表とかが変わる。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい。5年に1遍見直しされています。

**○小笠原専門委員長** 令和4年と平成29年、5年経っていて、同じものを使っているのかどうなのかは分かりませんが、そうすると5年経ってどれだけ主伐が増えたかというのは多分出せると思うのです。そうすれば、この数字が妥当なのかなという気はするのです。特に広葉樹がものすごい増えていますし。

それと、さっき石川委員が言われていた黄色で囲まれている利用区域、そこも国有林とか保安林とか、もう少しちゃんと分かる絵が欲しいなど。その中で、保安林で伐採を検討している区域を色分けするなり、どこを対象にしてこの木材生産便益を出されているのかというのが見えない。今回算定の方法はある程度分かったのですがけれども、国有林のどの部分を使っているのか、伐採しない部分があるのか、全部伐採しているのか、そういった分布が分かるような絵を示していただきたい。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 伐採エリアは、この45年間で、針葉樹であれば60年生達成森林のところは全て対象にしております。

**○小笠原専門委員長** 対象にしてもらっても構わないのですけれども、全部が対象なのか。要するに、平成29年と令和4年で変わるのではないですか、その分布図自体。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 例えばスライドの22ページの下で、令和4年度の伐採の対象の面積をお示ししているわけですがけれども、この伐採の対象面積の29年度のものがあればよろしいのでしょうか。

**○小笠原専門委員長** そうですね。平成29年のものがあれば。そのときに、多分面積が増えている可能性が高いので、そのときにさっき言っていた主伐となったものがどれだけ増加しているかというのが分かると思うのです。年ごとに主伐対象の木材の量を出せると思うのです。それで差を取れば、これだけ増えているというのが見えるはず。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 22 ページの下の表の平成 29 年版を作成するという形でよろしいでしょうか。

○**小笠原専門委員長** 面積も当然欲しいのですけれども。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 蓄積量については、別紙の現況表の個表にあるとおり、これら小さいものの積み重ねでありまして、22 ページの地位ごとの単位材積というものがございまして、標高とか、それぞれ細かく分かれていまして、一律にお示しすることが不可能なような状況で、それらを全部積み上げた数字で 22 ページの表をつくらせていただいております。対象の面積とそれらに係る主伐と間伐の面積を足した材積を先ほど説明したような過程で計算されているものでございます。

○**小笠原専門委員長** そうしたら、平成 29 年のものをつくっていただきたいというのと、あと伐採対象エリアですね。全て対象としているならそれでいいのですけれども。広葉樹がものすごく増えています。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい、そうですね。

○**小笠原専門委員長** とうか全て増えているのですけれども、増えているのは当然 5 年経っているので、増えるのは分かるのですけれども。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** ほとんど利用区域のかなりの部分が対象になっていると思いますけれども、その整理をもう一回検討いたします。

○**小笠原専門委員長** 今の点を踏まえて、主伐のところ、木材生産便益のところについてもう少し検討していただきたいなと思います。その辺りについて、次回の委員会で審議をしたいので、継続審議をしていきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○**小笠原専門委員長** 事務局から何か確認しておきたいことはありますか。

○**佐々木政策企画部政策企画課主事** 大丈夫です。

・**林道整備事業 鈴峠 2 号線（葛巻町）**

○**小笠原専門委員長** 引き続き、林道整備事業の鈴峠 2 号線について、事務局の方から説明をお願いいたします。

**〔資料 No. 2 に基づき説明〕**

○**小笠原専門委員長** それでは、質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○**谷本委員** 先ほどの安孫・平糠線のところでも出てきたと思うのですが、バイオマス発電についてお伺いしたいのですが、この近くにある発電所というのは、東北電力への売電というのはしているのかどうか教えてください。といいますのは、東北電力管内では、太陽光とか風力とか、自然エネルギーの発電量が需要を上回って発電規制を行っている状況なようなのですが、その影響を受けやしないかなと思ったので、確認させてください。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 恐らく売電しているかと思うのですが、確認して次回報告させていただきます。

○**小笠原専門委員長** 木材生産便益で、平成 29 年に比べて令和 4 年で主伐量が比較的下がっているのですか。アカマツとかカラマツとか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** おっしゃるとおり、先ほど写真で説明させていただいたとおり、この区間は開設した区間からどんどん伐採がされておりまして、特にアカマツ、カラマツの伐採が進んでおりまして、その評価対象となる森林が伐採されておるような状況になっております。

○**石川委員** 34 ページの上の方ですが、間伐とかが実施されている写真をお示しいただいたのですが、その木材についてはどこで使われているかというようなことは分かるわけですか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** こちらにつきましても、一般の所有者の方々が売っているものですので、その売り先までは承知してございません。

○**石川委員** 分かりました。あともう一つ、また利用区間の話なのですが、この地図だと利用区間と保安林は完全に被っているということですか。何となく色が見えるので、利用区間全体が保安林ということでしょうか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 前回資料の 39 ページでしょうか。

○**石川委員** はい。今回の資料の 33 ページでも分かるのですが。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** B.P 側の緑の開設区間、ぐにゃっとカーブしているところにオレンジの線がぶつかっているのですが、このオレンジと黄色の区間だけが除かれていて、ほぼ被っているというのが保安林の区域になっています。

○石川委員 この部分だけが利用区域になるというのと、どういうふうに利用区域というのを決めているのかを教えてください。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 利用区域は、この林道を通したことによって、搬出できると見込まれるエリアとして、尾根筋ですとか、そういった地形を基に利用区域を定めています。

○石川委員 そこより東側とか西側とかに行くと、ここの道を使うには使いづらいというような形になるという判断ですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 実際の山のサイドから見ますと、林道というのは森林の作業の基幹になる道路でございまして、林道というよりは林道から派生して一般の所有者の方々が補助事業を使って作業道という、林道より簡易な構造の山仕事用の道路を造って実際は作業しますので、この林道から枝線を通して、もっと広い範囲で伐採されることも多々あると思います。

○石川委員 それは考慮せずにといいことで、今利用区域をつくっているということですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そうですね。事業計画する際には、林道だけを利用して整備できる区域として設定しております。

○石川委員 分かりました。

○小笠原専門委員長 そうすると、利用区域を設定するための何か基準というのがあると。等高線とか、勾配とか、あるいは林道からの距離とか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そうですね、大抵は尾根筋とか、そういったところの線を結んで林道区域設定するケースが多いと思います。

○小笠原専門委員長 できればその基準値みたいなものを示していただけると。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 明確なその基準値とかは、特にはないと思います。

○小笠原専門委員長 なぜこんなに細かく線を引けているのでしょうか。何となく線を引くということですか。ある程度の何かあるのではないのですか。林道を開設して、そこから等高線の高さとか。

**○岩崎農林水産部森林保全課主任主査** 利用区域の設定に関しては、林道規程というものである程度基準といたしますか、考え方が示されてはおります。その中では、大体地形的に見て、ここに林道を通した場合に物理的に作業が可能な範囲ということで設定をします。その際は、等高線を見ながら、例えば山の尾根を越えて向こうの山まで行って作業をするということは現実的ではないので、その林道に沿った形の尾根までを範囲とすると。その下の方は、もし道がほかにあればその道と林道の大体半分ぐらいを利用区域として設定しなさいとか、あるいは大字単位ですとか、人の活動のところを勘案しながら設定しなさいと、様々な考え方が示されておまして、実際には現地に行きながら、あるいは地図の等高線を見ながらこの範囲までは林業としての作業が可能であろうという範囲を設定しております。

**○小笠原専門委員長** 安孫・平糠線に比べると、かなり利用区域が細長いですが。

**○岩崎農林水産部森林保全課主任主査** そうですね。33 ページの図面で行きますと、右側の方はかなり急峻な地形になっておまして、あまり広い範囲で右側の方は取れないという地形に基づいたもので、左側に関しては別の道路が近くにございますので、あまりその道路まで接近した範囲を取るということは現実的ではないということで、その辺も範案しながら細長いエリアでの設定となっております。

**○小笠原専門委員長** これは、労務単価とか資材単価が増えているけれども、事業費自体は変更することなく進められるというところで、どこかに単価を低く抑えることができましたと調書に書いてありました。具体的にはどうやって単価を抑えることができたのでしょうか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 47 ページ、調書にコスト縮減対策という記載があります。再生資源の利用とか、大きなところではそういったもののコスト縮減も図っておりますし、当初は開設区間全体の平均の見込み経費を出しておまして、これまでの区間は比較的地形が緩やかなところのございまして、経費がかからないところのございましたし、これから急峻なところで構造物とかがたくさん入る区間に入りますので、そういったところで先ほどの進捗率のところは、延長進捗率が 58.4%に対して事業費進捗率が 36.3%ということで、なおのこと経費がかからない区間のところを施工していったということのございます。

**○小笠原専門委員長** そうしたら、残りの区間は増額する可能性もあると。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 残りの年数の先が見えておりますので、恐らく増額しないで今の事業費の範囲内でいけると判断しております。

**○小笠原専門委員長** コスト縮減のところ再生資源の活用とは、そもそも最初から含まれるべきところではないですか。今の公共事業に関しては。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 平成 20 年当時は、再生資源の義務化とか、そういったものまで強くは縛りがなかったかと思います。今はほとんどの路盤材とかは地元で調達できるものについては再生材を使う、地元でどうしても再生材がない場合は、新しいバージン材を使うというようなことになっておりますけれども、当時事業スタート時点はそこまで強制力はなかったのかなと思います。

○**小笠原専門委員長** 分かりました。そのほかございますでしょうか。

「なし」の声

○**小笠原専門委員長** そうしたら、この事業というよりは、木材チップの単価について次回のときに示してもらおうと。さっきの事業のところで出てきたものと併せて。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 木材チップの単価といいますと。

○**小笠原専門委員長** さっき、後で説明しますと。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** バイオマス発電所の売電についてでしょうか。

○**小笠原専門委員長** そうです。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** それは、県内の数か所ある木質バイオマス発電所の状況については、状況は同じだと思いますので、お調べして御報告させていただきたいと思います。

○**小笠原専門委員長** そうしたら、この鈴峠 2 号線についてですけれども、質問としてはこれで回答が得られたと思いますので、今回の質疑をもって全ての審議を終了としてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○**小笠原専門委員長** 事務局から確認しておきたいことはありませんか。

○**佐々木政策企画部政策企画課主事** 県内の木質バイオマス発電所の状況については、第 4 回委員会で報告させていただきます。

○**小笠原専門委員長** はい、分かりました。

少し休憩入れていいですか。15時15分から始めたいと思うのでよろしくお願いします。

[ 休憩 ]

○小笠原専門委員長 引き続き進めていきたいと思います。

・林道整備事業 渋梨一ノ渡線（大槌町）

○小笠原専門委員長 次の林道整備事業の渋梨一ノ渡線について、事務局の方から説明をお願いいたします。

〔資料No.2に基づき説明〕

○小笠原専門委員長 ありがとうございます。

それでは、質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○谷本委員 これまでの3路線に共通して出てきたことで教えていただきたいのですが、資料54ページの地位のところなのですが、これ林地における生産量を示す指数ということで5段階で区分されますよという説明いただいていますけれども、この1から5の数字というのは、何か数式があって出るものなののでしょうか、それとも何か主観的な判断で出るものなののでしょうか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 これは、林地の状態、標高ですとか、土壌の状況とか、5年に1回森林計画というのを立てるのですが、その際に現地を見たり、森林所有者とか関係する林業者等から聞き取りを行ったりして聞いております。基本的に、これは同じ場所ですので、過去から地位は変わっていないのが現状ですが、現地調査とか聞き取り調査、そういったものに基づいて決められております。

○谷本委員 では、これは県でやっていますので確認ですが、全県で一律の比較ができるかは分かりませんが、ある程度聞き取り調査等の主観的な評価も入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。つまり定量的な数値を用いて、この値以上であればということで地位が決まるのでしょうか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 定量的な数値によるものではないです。

○小笠原専門委員長 今の質問に絡んでなのですが、要するにこれさっきの事業でも、それぞれ地位1でも値は違ってきますよね。しかも、この地位が1と2と3とという、必ずしも等間隔に増えているわけではないのですが、これは何かあるのですか。400以下だったから地位が5とか、800以上だと地位が1と。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** この地位につきましては、樹種ごとですとか、その標高ですとか、細かく決められておまして、先ほど例示した安孫・平糠線ですと、スギの60年生の標高が400mから600mの地位のところの材積を参考例に掲載させております。

**○小笠原専門委員長** 区分はいいのですけれども、では地位1だと単位材積がいくつというのとはどのように決まっているのですか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 例えばこの表の大槌・気仙川森林計画区の蓄積表ということで、これが決められている、その場所と標高から決められている数字になっております。

**○小笠原専門委員長** 決められている数字はいいのですけれども、ではその決められた数字がいくつ以上だったならば地位1とか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 数字でいくつ以上だったならば地位1とかではなくて、地位1はこの位置であれば、スギであれば将来伐期に達したときに何立方ぐらいが産出される山だというような見方になります。

**○小笠原専門委員長** 地位1、地位2、地位3というのがもう既に決まっているという意味ですか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** そうです。

**○小笠原専門委員長** それは、どういう条件で決まっているのですか。それがさっき何かいろんな情報からということ。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** それは、定量的な数字はないのですけれども、土壌状況とか標高の状況によって、森林の成長がいい場所は地位1になりますし、標高が高いとか、表土が少ないとか、成長が悪いところは地位5になっていきます。

**○小笠原専門委員長** 3事業見ていると、地位が1だと800 m<sup>3</sup>/ha以上かなという気はしている。だから地位1と決めるとされる、やっぱり何か定量的な基準値があるのではないのですか。そうしないと決められないですよ。

**○岩崎農林水産部森林保全課主任主査** 地位に関しては、私たちが計算で出しているものではなくて、森林現況表の中で県下統一的にある現況表なのですけれども、これの中で森林計画を策定する際に決められているものでございます。なので、地位の決め方に関しては、私たちの方では今詳しい説明はできません。

○**小笠原専門委員長** さっき言っていた5地区に分かれていて、例えばこれだったら大槌・気仙の蓄積表で地位1だったら  $881 \text{ m}^3/\text{ha}$  と決まっていると。

○**岩崎農林水産部森林保全課主任主査** そうです。そういった決められ方をしているもので、私たちはそれを基にこの森林利用区域の中から森林データを抽出して、地位に応じた蓄積から伐採量を計算していくと、60年生のあたりには何立米ぐらいになるだろうと、そういった計算の積み重ねで木材の伐採を推計しているという流れになります。

○**小笠原専門委員長** 分かりました。なので、鈴峠だと馬淵川になるのでまた数値が変わってくると。

○**岩崎農林水産部森林保全課主任主査** はい。この地位というのは県内5つの森林計画ごとにそれぞれ割り振られているというか、決まっております、それを基に私たちが積算、集計をしているという作業になっております。

○**小笠原専門委員長** 与えられている数値ということで、分かりました。

○**石川委員** ということは、土壌とか標高とかで地位が決まるというような話でしたけれども、そういうマップ自体にマッピングできるような状態になっているということですか。ここは地位が1で、このエリアは地位が2みたいに、そういう風に見えるのですか。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 別紙の一番最初に安孫・平糠線で説明のときに使わせていただいた森林現況表の下のところに森林資源管理図というのがありまして、この資源管理の拡大が右の方にありますけれども、樹種ごととか、所有者ごととか、細かく番号が振られておりまして、この等高線がありまして、沢地形ですとか、尾根筋とか、これを見ると分かります。この小さい番号が振られているごとに、上の表の現況表ですと地位というのがありまして、ここの区間の区域は地位2ですとか、地位4ですとか、そういった樹種ごとに分かるような形になっています。

○**石川委員** 分かりました。あともう一つ、54ページなのですがすけれども、木材生産便益の算出方法についてということで、2番、データ1件ごとに①、②を計算、①の方は理解できるんですよ。地位ごとの単位材積掛ける面積なので、下の方にスギとかヒノキとか面積が書いてあって、それを掛ける。例えばですけれども、スギ  $100.21 \text{ ha}$  が全部地位1だったら、「 $100.21 \text{ ha} \times 881 \text{ m}^3/\text{ha}$ 」で出すというような計算方法ですよ。

②の間伐すべき林齢に達した時点の単位材積というのはどうやって出すのですか。面積は分かるのですが。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 間伐につきましては、主伐まで、60年生とか、そういった年数たって主伐になるわけですがすけれども、それまでに間

伐する回数というのがスギであれば4回とか、アカマツであれば5回と決められておりまして、1回目、2回目の間伐は、どうしても細くて使い物にならなくて切捨て間伐という施業を行うのですけれども、3回目の間伐のときにはある程度利用できる状態になりますので、その3回目、4回目、5回目、それのときの材積を算定しております。その辺の間伐材積は、ヘクタール当たり何立方間伐材が出るだろうというのは、これも決められている数字で、それを基に積み重ねて算定しております。

**○石川委員** では、②の方というのは、値的には非常に小さいということですか。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 主伐に比べたら、かなり少ない数字になります。

**○石川委員** あと、もう一つ、ここの表現が地位ごとの単位材積、スギのところだけお示しいただいているのですけれども、ヒノキとかアカマツとかカラマツ、広葉樹で、スギは割と数値が大きいということですか。ヒノキは0.13haに対して12m<sup>3</sup>なので。

**○音喜多農林水産部森林保全課主査** スギの地位1の場合は、ヘクタール当たり881m<sup>3</sup>/haですが、ヒノキにあっては地位1の場合521m<sup>3</sup>/ha、アカマツの場合は地位1の場合581m<sup>3</sup>/ha、カラマツの場合は地位1の場合402m<sup>3</sup>/ha、広葉樹は50年生で地位1の場合163m<sup>3</sup>/haというように、それぞれの樹種によって値が決められています。

**○石川委員** では、ここでいうとヒノキの面積が0.13haで、整備後の伐採材積が12m<sup>3</sup>しかないのですけれども、ということは地位がかなり低いということですか。今地位1が521m<sup>3</sup>/haと言いましたけれども、100m<sup>3</sup>/haぐらいでないと言算合わないような気がする。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** ここの伐採材積は、主伐と間伐を足しているものでございまして、このヒノキの材積は主伐の材積ではなくて、間伐の材積だけの部分です。

**○石川委員** そうなのですね。分かりました。

**○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** それなので、小さく見えるかなということですか。

**○石川委員** ここは間伐だけなのですね。分かりました。

**○小笠原専門委員長** 今の質問に絡めてなののですけれども、安孫・平糠線のところでいいのですけれども、主伐の面積と間伐の面積どれぐらいなのかというのを分けて書いていただけるとありがたいのですけれども。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 承知いたしました。

○小笠原専門委員長 そうするとヒノキが間伐が多いのかというのが見えてくるのかなと。

あと 60 ページですか、事業着手時に利用区域森林面積が間違っていたというのは、どの段階の話なのですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 前回の調書は、この記載方法が 500 h a 以上とか、そういった面積区分ごとになっていて、前回 500 h a 以上で 5 点という形になっておりまして、今回この調書をつくる時に面積入れるときに誤って 524 h a という数字を入れてしまったものでございます。

○小笠原専門委員長 入力ミスですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 はい、申し訳ございません。

○小笠原専門委員長 そもそも利用区域 518 h a が正しいのかが分からない。前回利用区域面積はどうやって出されるのですか。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 先ほど鈴峠線とか安孫・平糠線で利用区域の取り方の話をしましたけれども、49 ページのこの路線でありますと、この黄色で囲ったところが利用区域面積になりますので、これの面積を全て拾って合計して出しております。先ほどの説明資料で森林現況表というものがございまして、そこに面積がそれぞれありまして、これらの合計の数字になります。

○小笠原専門委員長 平面面積ですか。斜面なので。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そうですね、当然平面積になります。

○小笠原専門委員長 純粹にこの黄色の部分を出していると。

○林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そういうことでございます。

○武藤委員 主伐とか間伐の面積とか、これは一般的な話で取りあえず出してみても、実際どうなるかは、また別な話になりますよね。

○**林農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** そうですね。実際に伐採をするかしないかは、森林所有者の意向によって違ってきます。

○**武藤委員** ありがとうございます。

○**小笠原専門委員長** そのほかございますでしょうか。

「なし」の声

○**小笠原専門委員長** 3事業全てなのですけれども、調書の再評価時のB/Cが全部上がったということですね。そもそもの要因が再評価時に広葉樹を考慮していなかったところが主な原因で、なぜか前回の再評価時だけ考慮されていないような話を事前に聞いていたのですけれども、我々委員会としてはこの調書をベースに議論をする。たまたま詳細審議で気付いたのでいいのですけれども、これが前回で審議終了していたら、そのまま終わってしまうわけなので、やはり調書を作る上で統一的な評価をして値を出していただきたいというのが委員会の意見かなと思います。

そうしたら、この事業に関してはおおむね質問に対しては回答が得られたということで、今回の質疑をもって全ての審議が終了したとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○**小笠原専門委員長** 事務局から確認しておきたいことはありますか。

○**佐々木政策企画部政策企画課主事** ただいま御説明いたしました林道事業の3地区について、総合評価や調書に修正が入ります。今公表しております調書は、第1回でお示ししている誤っている調書ですので、今回の審議をもちまして調書を改めて差し替えという形で公表させていただいてもよろしいでしょうか。

○**小笠原専門委員長** そうですね、よろしいと思います。

ただ、安孫・平糠線の1件が次回以降も審議があつて、B/Cが1.04とぎりぎりだったというような話がありました。多分最終的に付帯意見に加えたいなと思っているのでそれを了承した上で。

○**佐々木政策企画部政策企画課主事** 承知いたしました。

それでは、そのように対応させていただきます。

・**地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道北上和賀線小田中（北上市）**

○**小笠原専門委員長** 最後に、地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道北上和賀線小田中区間について、事務局の方から説明をお願いいたします。

### 〔資料No. 2に基づき説明〕

○小笠原専門委員長 それでは、今の説明について御意見等ございましたらよろしくお願  
いいたします。

○谷本委員 計画交通量の考え方については理解できました。

前回も少しお話させていただいたかと思うのですがけれども、費用便益分析をしたときの  
便益を出すに当たって、恐らく発生集中交通量を基に交通ネットワークに交通量を配分し  
て、今回の県道の整備なしケースとありケースの2パターンで交通量を配分して出てきた  
結果を基に便益というのを多分出していらっしゃると思うのですが、その理解でよ  
ろしいですか。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 そうですね。整備があった場合となかった場  
合の差で便益は出しております。

○谷本委員 そのときに、今御説明いただいた国道107号の通行止めを交通量推計のとき  
に加味しているかどうかというのは把握されていますか。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 今回の事業が大規模な事業ではないので、比  
較的簡便な方法で便益を算出しております。交通解析をして、交通量の配分を考えるとこ  
ろなのですが、今回の場合はお示ししたとおり、現況ではかられた交通量に振興局ごとの  
伸び率をあらかじめ算定しておりますので、その伸び率を掛けるということで、交通量配  
分をしたというよりは、その現況に将来交通量、見込まれる発生集中量の利率を掛けて算  
出したという方法になっております。

○谷本委員 そうすると、配分交通量は出されていないということですか。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 そうですね。ネットワークとしての交通解析  
まではしておりませんで、あくまでも現況交通に伸び率を掛けるという方法で算出して  
おります。

○谷本委員 そうしますと、この事業ありとなしの状況で、便益はどう算定されるのでし  
ょうか。

○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長 便益の算定に当たりましては、整備されるこ  
とによって移動時間が短縮されたり、あと走行速度が上がったり、その差を見て便益を算  
定しております。

○谷本委員 今のお話ですと、では便益が出る区間というのは、今回の事業対象区間だけ  
ということでしょうか。配分交通量を出す場合、バイパスができるとその区間移動時間  
が短縮されて、ほかからも交通が転換してきて、ネットワーク全体として走行時間が短縮

されて便益が出るというような出方になるかと思うのですけれども、今の御説明ですと事業をやったところだけが改善されるということで、その速度だけが向上して、便益が出るといったような考え方でよろしいでしょうか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** そうなります。

**○谷本委員** 分かりました。

そうしますと、それを平成 27 年の道路交通センサスの交通量の結果を使って出されているということでしょうか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** はい。

**○谷本委員** 分かりました。

そうしますと、お示しいただいた平成 22 年と平成 27 年の車種別の交通量を見ますと、乗用車が 200 台ぐらい減っていて、小型貨物が 400 台増えていて、普通貨物が 270 台増えているという結果になっているかと思うのですけれども、これが御説明いただいた 107 号の災害通行止めの影響が可能性としてあるよというような説明かと思うのですけれども、このセンサスの期間の間に東日本大震災があったかと思うのですけれども、平成 23 年ですので、そこで交通の広域的な流れも少し変わっているのかなと思うのですけれども、それを見るためには恐らく資料 66 ページに示していただいたこの交通量、これの範囲を広げて、例えば湯田インターから横手インターの交通量が平成 22 年から 27 年でどう変わったのかですとか、あと北上西インターから北上ジャンクションまでの交通量がどう変わったかというところもあると分かりやすいかなと思うのですけれども、何かそこを把握していますでしょうか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 今お示しした以外の一般道の方ですけれども、交通量の変化も見ましたところ、増えているところと減っているところが様々ありまして、全体として増えているのかどうかところまでは、把握していないのですが、少ないところだと 2 割減、多いところだと 7 割増ぐらいな幅で交通量の変動している状況でございました。

**○谷本委員** 分かりました。

**○小笠原専門委員長** 将来交通計画で使われている発生集中量の伸び率なのですけれども、広域振興圏別にとということで、この事業はどのエリアなのか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 広域振興圏別ですので、これは県南広域振興局エリアになります。

**○小笠原専門委員長** かなり広域な範囲になっていて、その伸び率をすごく局所的な場所

に利用していいものなのでしょうか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** この伸び率自体が国からもともと示されている伸び率を参考にさせていただいて、国では北東北というような形で伸び率を試算しております。そこからいろいろと検討しまして、何とか広域振興局圏内という形まで我々工夫して伸び率を出したのですが、それ以上はなかなか出すのがちょっと厳しいところがございます。今はそういう使い方をさせていただいております。

**○小笠原専門委員長** 国だと国道とか高速道路など結構伸び率で評価しやすいのかなと。県道になってくると、細かいネットワークになっていくので、そこをどう同じように一律に評価するか。国道とかは集まってくる方ですので、そこに集中して評価しやすい。県道というのは集まってくるし、散りもするしというところで、すごく評価が難しい。岩手の広域振興圏は4つですか。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 4つです。

**○小笠原専門委員長** だから、四国で1県ずつみたいな感じの伸び率を当てはめているようなイメージですよね。そこは、少し御検討された方がいいのかなと。その地域に合った伸び率という。そこまで大きく変わらないのかもしれないですけども。質問ではないですが。

**○菊地県土整備部道路建設課整備担当課長** 分かりました。

**○小笠原専門委員長** そのほかございますでしょうか。

「なし」の声

**○小笠原専門委員長** 多分前回の質問に対しては、今回回答は得られた。

質問はないようでしたら、特に追加の審議事項はないということで、この事業については今回の質疑をもって全ての審議を終了としてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

**○小笠原専門委員長** 事務局から何か確認しておきたいことはありますか。

**○佐々木政策企画部政策企画課主事** 特にございません。

**○小笠原専門委員長** ありがとうございます。

そうしたら、これで議事（1）は終わります。

## (2) 第3回専門委員会（現地調査）について

○小笠原専門委員長 議事（2）、第3回委員会について、事務局の方から説明をお願いいたします。

### 〔資料No.3に基づき説明〕

○小笠原専門委員長 現地調査の行程案について説明がありましたが、事務局案について何か御意見がございましたらお願いいたします。

案の1から案の3までが林道整備事業、案の4が今日の最初の審議の中山間地域総合整備事業と最後の道路事業です。現地視察が8月1日とさんさ初日なので、その前に早く帰ってこようということで、大体16時頃には戻れるような案となっております。

では、もし決定的なものがなければ、私は最初の中山間地域総合整備事業、これは結構珍しい事業でして、ぜひ現地を見てみたいなど。審議自体は終了しておりますが。せっかく県南の方に行くので、その途中の道路整備事業も視察できるかなということで、案の4で進めたいのですけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○小笠原専門委員長 それでは、次回現地視察、案の4の行程でお願いいたします。

○佐々木政策企画部政策企画課主事 承知いたしました。行程を精査して改めて御案内いたします。

○小笠原専門委員長 その他事務局から何かありますでしょうか。

○佐々木政策企画部政策企画課主事 特にございません。

○小笠原専門委員長 それでは、本日はこれで議事を終了させていただきたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

## 4 閉 会

○高橋政策企画部政策企画課評価課長 長時間の審議ありがとうございました。次回の専門委員会につきましては、先ほどありましたとおり、8月1日の月曜日になりまされども、案の4ということで現地調査を行うという予定となりましたので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。御出席の皆様には、お忙しい中誠にありがとうございました。